大間町職員互助会に関する状況

○職員互助会とは

大間町職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、大間町職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の相互救済及び福祉の増進を図るための組織として、職員の会費を資金とし、保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

○職員互助会の経費等

令和元年度収支決算

収入

科目	決算額	予算額	摘要
会費	1, 867, 541	1, 890, 360	
繰越金	3, 981, 189	3, 981, 189	前年度より
雑入	161, 743	233, 391	団体生命配当金 親睦会会費
収入合計	6, 010, 473	6, 104, 940	

4田

<u>文</u> 世				
	科目	決算額	予算額	摘 要
事務費	消耗品費	0	5,000	
	役務費	7,056	8,000	郵便料
	支払利息	0	1,000	
	会議費	0	20,000	
	小計	7, 056	34,000	
給付費	慶弔給付費	860, 000	760, 000	団体生命共済掛金 慶弔金、退職記念品
	医療給付費	96,000	300,000	加療見舞金
	小計	956, 000	1,060,000	
厚生福利費	研修費	0	0	
	親睦会費	613, 205	1, 405, 000	親睦会、忘年会、花束
	被服費	10, 500	10, 500	マグロ一筋Tシャツ
	小計	623, 705	1, 415, 500	
	予備費	0	3, 595, 440	
	支出合計	1, 586, 761	6, 104, 940	

*収支差引 4,423,712円は次年度へ繰越。

○主な事業

① 会員の慶弔に関する共済事業

団体生命共済加入

慶弔金給付

② 会員の体位向上、福利厚生に関する事業

レクリエーション

親睦会

- ③ 会員および会員の家族の医療給付に関する共済事業 加療見舞金
- ④ その他 町内清掃活動

<参考>地方公務員法第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。